

令和元年度障害を理由とする差別の解消に関わる取組等について

1 相談体制の整備

- (1) 障害者差別地域相談員委嘱式（4/26）
- (2) 障害者差別地域相談員研修会
 - ① 全体（4/26）
 - ② 圏域別（11/6～8, 12）
 - ③ 全体（3/23 中止）
- (3) 障害者差別解消地域支援ネットワーク会議
 - ① 8/2
 - ② 1/30

2 周知・啓発

- (1) 県政出張講座 年間 14 回開催、受講者約 1,100 名
(H28 年度から 83 回、受講者約 4,250 名)
- (2) 市町村における広報の働きかけ 8 割の市町村で広報
- (3) 「ネットワーク通信」 令和元年度 5 号発行（通算 34 号）
- (4) やまなし心のバリアフリー推進事業
 - ① やまなし心のバリアフリー宣言事業所の登録推進
 - ・ 障害者差別解消推進員・障害者差別地域相談員による登録依頼、事業所等訪問
 - ・ 令和 2 年 3 月 31 日現在、795 事業所登録。
 - ② 障害者週間の取組
 - ・ やまなし心のバリアフリー推進事業 ポスター・標語募集（7 月～9 月）

応募数		内訳		前年度比
		小中	一般	
ポスター	55 点	22 点	33 点	+44 点
標語	617 点	96 点	521 点	+65 点

- ・ 内閣府 心の輪を広げる体験作文 3 点（小中 1 点、一般 2 点）（前年比+2 点）
 - ・ 障害者週間周知啓発キャンペーン（12/3 JR 甲府駅・イオンモール甲府昭和）
 - ・ 障害者の主張大会（12/5 県防災新館）
- ③ 心のバリアフリーハンドブック・DVD 改訂版の配付
 - ④ ホームページを通じた広報等
 - ・ やまなし思いやりパーキング制度・やまなし福祉マップへの協力依頼
 - (5) その他
 - ① 県自立支援協議会権利擁護部会 7 回（4/18, 5/23, 7/9, 8/20, 10/29, 12/17, 2/20）
 - ② 「権利擁護フェス」 3 回（5/27 甲府市きぼうの家、8/24 忍野村聖ヨハネ学園、11/15 市川三郷町六郷ふれあいセンター）
 - ③ 「しゃべり場マラソン」 1 回（12/22 山梨県立大学）
 - ④ 県・市町村職員、地域自立支援協議会の研修会
 - ・ 県職員 5 回（5/14 新採用職員、10/7, 10, 16, 18 バリアフリー推進責任者）
 - ・ 市町村（2/13 山梨市）
 - ・ 地域自立支援協議会（5/15 北麓圏域、3/18 韮崎・北杜（中止））

3 相談業務

- ・ 障害者差別地域相談員 46 名配置（県委嘱）
- ・ 県障害福祉課に障害者差別解消推進員 2 名配置。
- ・ 障害者差別地域相談員と障害者差別解消推進員が連携、情報共有し相談業務に従事。

4 相談件数（参照：令和元年度 障害を理由とする差別に関する相談状況について）

- ・ 令和元年度に受けた相談件数は 52 件
(平成 30 年度 64 件、平成 29 年 54 件、平成 28 年度 43 件)
- ・ 相談内容（区分）差別の訴え 22 件、合理的配慮の提供要望 30 件
(分野) 行政、公共交通関係が多い。
相談者は当事者からが約 7 割、受理は地域相談員が約 2 割

令和元年度 市町村における障害者差別解消法等に関する周知状況について

□ 広報誌等を使用して周知に取り組んでいる市町村

市町村の広報誌を通じた障害者差別解消法、地域相談員の配置、障害者週間等の周知状況

□ 広報誌等を使用して周知に取り組んでいる市町村

令和元年度 21 市町村 78% (ヘルプマーク、障害者週間、障害者相談日、障害の理解を含む)

4月号 都留市・大月市・上野原市 (ヘルプカード)、市川三郷町 (発達障害)

5月号－9月号 北杜市 (発達障害)

6月号 山中湖村 (障害者差別解消法)

7月号 甲府市 (障害者文化展)、富士吉田市・鳴沢村・道志村 (ヘルプカード)、
富士河口湖町 (相談日)

8月号 甲府市 (ヘルプマーク)

10月号 甲府市 (就労支援)、韮崎市 (障害者週間関連)、上野原市 (ネットワーク会議)、
富士河口湖町 (相談日)、山梨市・市川三郷町 (ヘルプマーク)

11月号 甲府市 (聴覚障害手話)、身延町 (発達障害)

12月号 甲府市・上野原市・富士川町 (ヘルプマーク・カード)、北杜市 (障害者文化展)、
身延町 (精神障害者)

甲府市、富士吉田市、南アルプス市、韮崎市、山梨市、大月市、甲州市、中央市、
甲斐市、上野原市、昭和町、市川三郷町、山中湖村、鳴沢村 (障害者週間関連)

1月号 富士吉田市 (身体障害者補助犬)

3月号 道志村 (相談)

通 年 笛吹市 (障がい者基幹相談支援センターだより)、
上野原市、市川三郷町 (手話講座)

富士河口湖 (理解促進研修・啓発)

* 庁舎内モニター 山梨市 (10月 ヘルプマーク)

* ホームページ・SNS掲載は除いています。ご了承ください。

□ 障害者週間の取組（広報紙・ホームページを通じての周知啓発は除く）

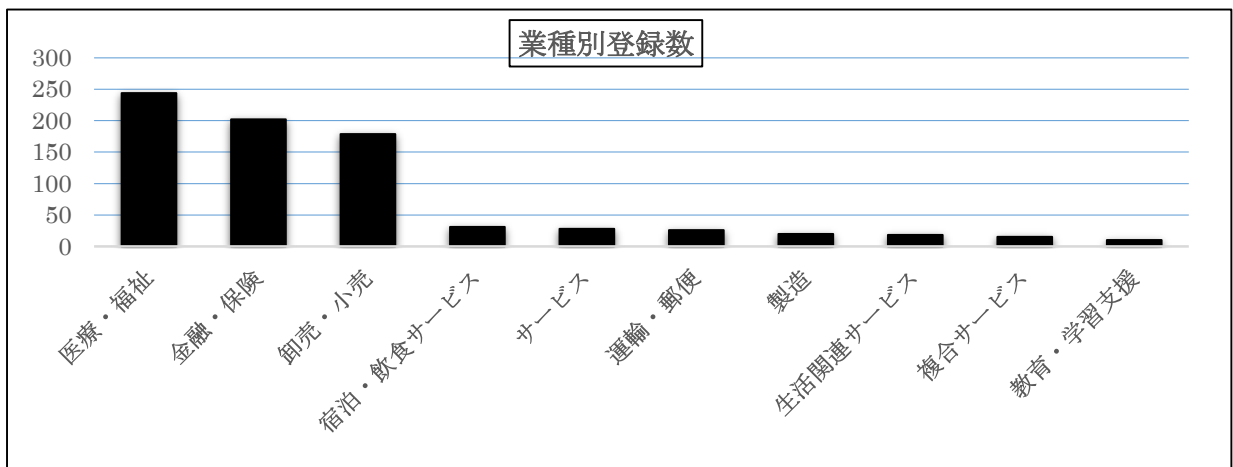
主催者（自治体等）	行事名等	期日	会場
山梨県	第30回「障害者の主張大会」	R元. 12. 5	山梨県防災新館 オープンスクエア
(福)山梨県障害者福祉協会 山梨県障害者ふれあい会議	「障害者週間」 普及・啓発キャンペーン	R元. 12. 3	JR 甲府駅前 イオンモール昭和店頭
山梨県	やまなし心のバリアフリー推進事業 ポスター・標語表彰式	R元. 12. 5	山梨県防災新館 オープンスクエア
山梨県自立支援協議会 権利擁護部会	「権利擁護フェス」 「しゃべり場マラソン」	R元. 11. 15 R元. 12. 22	市川三郷町六郷ふれあいセンター 山梨県立大学
甲府市障害者団体連絡協議会 甲府市	授産製品展示会	R元. 12. 10・11	甲府市役所本庁舎 市民活動室
都留市	障がい者文化展	R元. 10. 15-18	いきいきプラザ都留
韮崎市	韮崎市福祉の日記念まつり	R元. 10. 19	韮崎市中央公園
韮崎市	障がい者座談会	R元. 12. 7	韮崎市民交流センターニコリ
韮崎市	聴覚障害者との意見交換会	R元. 10. 17	韮崎市役所
甲斐市 甲斐市障がい者基幹相談支援 センター	住民向け研修会	R元. 12. 4	甲斐市北部公民館
甲州市障害者自立支援協議会 就労支援連絡会	「障害者週間」普及・啓発キャンペーン	R元. 12. 6	甲州市内
笛吹市 発達障害支援関係機関連絡会	発達障害に関する講演会	R2. 1. 18	笛吹市春日居 めぐり情報ステーション
北杜市	障害者ボランティア養成講座	①R元. 10. 4 ②R元. 10. 17 ③R元. 10. 29	①②須玉ふれあい ③障害者総合支援センター (かざぐるま)
北杜市	ほかほかハートまつり 2019	R元. 11. 13	高根町農村環境改善センター
市川三郷町	いちかわみさと健康と福祉のつどい	R元. 11. 10	市川三郷町ふるさと会館
富士川町社会福祉協議会 一般社団法人ふじかわ	池田綾子クリスマスハートフル コンサート	R元. 12. 8	富士川町ますほ文化ホール
南部町 南部町文化協会	南部町文化祭展示発表会	R元. 11. 8.-10	南部町活性化センター
忍野村	おしの村福祉健康まつり	R元. 11. 17	忍野村保健福祉センター

「心のバリアフリー宣言事業所」の登録（令和2年3月31日現在 795 事業所登録）

<業種別>

業種	事業所数	業種	事業所数
農業、林業、漁業	4	学術研究、専門技術サービス業	1
建設業	5	宿泊業・飲食サービス	31
製造業	20	生活関連サービス業、娯楽業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	1	教育・学習支援業	10
情報通信業	2	医療・福祉	244
運輸業・郵便業	26	複合サービス	15
卸売業・小売業	179	サービス業	28
金融業・保険業	202	その他	6
不動産業・物品賃貸業	3	*合 計	795

- ・ 医療・福祉、金融・保険業、卸売・小売業が 150 以上。



<市町村別>

市町村名	登録数	市町村名	登録数
甲府市	198	早川町	0
富士吉田市	54	身延町	9
都留市	27	南部町	3
山梨市	40	富士川町	18
大月市	15	昭和町	28
韮崎市	34	道志村	0
南アルプス市	68	西桂町	4
北杜市	31	忍野村	6
甲斐市	61	山中湖村	7
笛吹市	71	鳴沢村	3
上野原市	17	富士河口湖町	28
甲州市	36	小菅村	0
中央市	26	丹波山村	0
市川三郷町	11	*合 計	795

- ・ 登録数は、甲府市、笛吹市、南アルプス市、甲斐市、富士吉田市、山梨市の順に多い。
- ・ 50 事業所以上は全体の約 2 割の市町村。全体の約 7 割の市町村が 30 事業所以下。

○ やまなし思いやりパーキング制度協力施設

市町村名	登録数	内訳		市町村名	登録数	内訳	
		公共	民間			公共	民間
甲府市	95	62	33	早川町	3	3	0
富士吉田市	23	19	4	身延町	9	9	0
都留市	10	7	3	南部町	4	4	0
山梨市	14	9	5	富士川町	24	21	3
大月市	13	10	3	昭和町	7	5	2
韮崎市	11	7	4	道志村	6	6	0
南アルプス市	16	9	7	西桂町	4	3	1
北杜市	28	24	4	忍野村	13	13	0
甲斐市	52	44	8	山中湖村	6	4	2
笛吹市	32	26	6	鳴沢村	1	1	0
上野原市	9	6	3	富士河口湖町	17	14	3
甲州市	11	5	6	小菅村	2	2	0
中央市	18	11	7	丹波山村	2	2	0
市川三郷町	6	4	2	*合計	436	330	106

○ やまなし思いやりマップ掲載施設

市町村名	掲載施設数	市町村名	掲載施設数
甲府市	284	早川町	10
富士吉田市	76	身延町	45
都留市	52	南部町	17
山梨市	63	富士川町	35
大月市	44	昭和町	33
韮崎市	52	道志村	1
南アルプス市	152	西桂町	9
北杜市	113	忍野村	10
甲斐市	78	山中湖村	15
笛吹市	108	鳴沢村	10
上野原市	25	富士河口湖町	83
甲州市	96	小菅村	2
中央市	56	丹波山村	9
市川三郷町	32	*合計	1510

- ・ 今後、心のバリアフリー宣言事業所への登録、思いやりパーキング制度への協力、福祉マップへの情報掲載(バリアフリー状況)等を一体的に進めていく取組が求められる。

令和元年度 障害を理由とする差別に関する相談状況について

1 相談件数

□ 障害者差別解消法に係る相談件数

受付機関	件数	区分別 (件)	主な相談内容
障害者差別地域相談員 (市町村受理を含む)	11 件	差別の訴え 5 件 配慮の要望 6 件	・不動産契約拒否 等
障害者差別解消推進員 (県障害福祉課受理を含む)	41 件	差別の訴え 17 件 配慮の要望 24 件	・公共交通の乗車拒否的対応 ・盲導犬入店拒否 等
県・市町村関係の対応 計	52 件	差別の訴え 22 件 配慮の要望 30 件	

□ 相談件数の推移

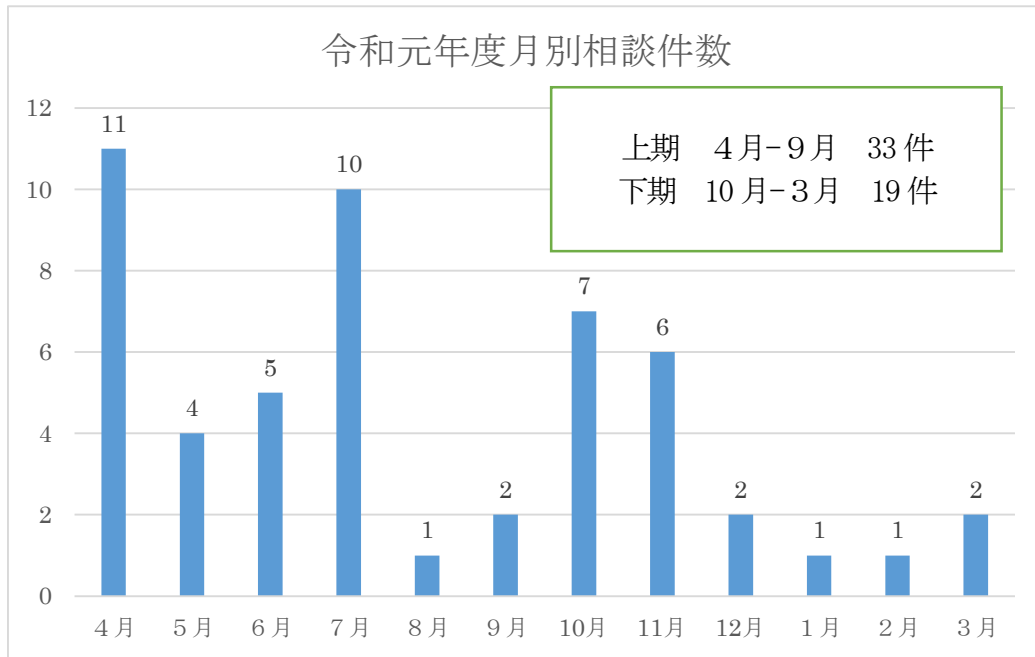
区分		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	累計 (4年間)
障害者差別に該当する相談件数		43 件	54 件	64 件	52 件	213 件
区 分 別	不当な差別の訴え	22 件	24 件	22 件	22 件	90 件
	合理的配慮の提供要望	21 件	30 件	42 件	30 件	124 件

□ 「その他」の相談(差別に関わる相談として受理したが、内容的に非該当・傾聴事案)

「障害者差別に関わる相談」として受けた相談のうち該当外	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	累計 (4年間)
障害者差別地域相談員	16 件	16 件	38 件	6 件	76 件
障害者差別解消推進員	10 件	11 件	32 件	27 件	80 件

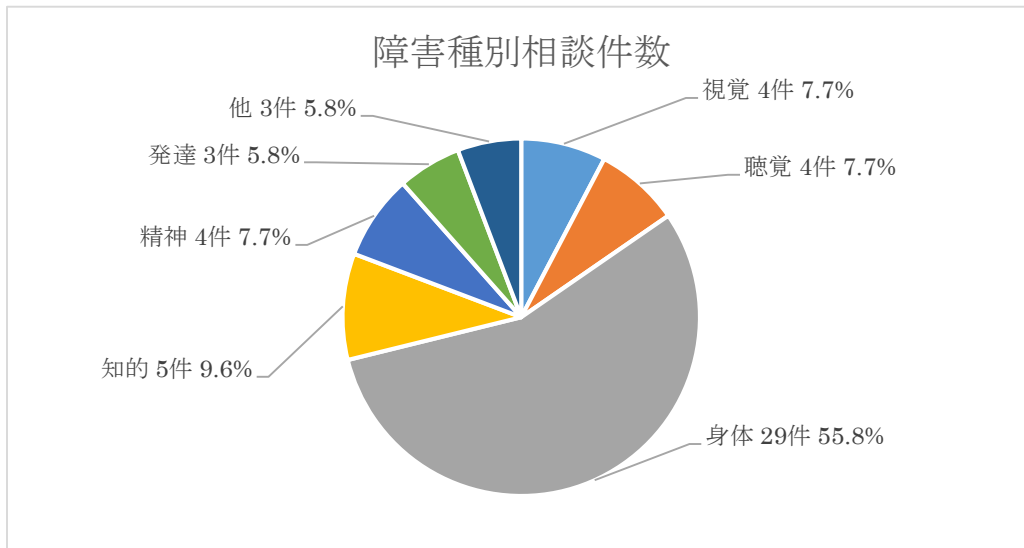
- ・ 相談件数は 52 件
- ・ 差別の訴えは同様な件数が続いている状態、合理的配慮の提供は一昨年度同水準。

□ 月別相談件数



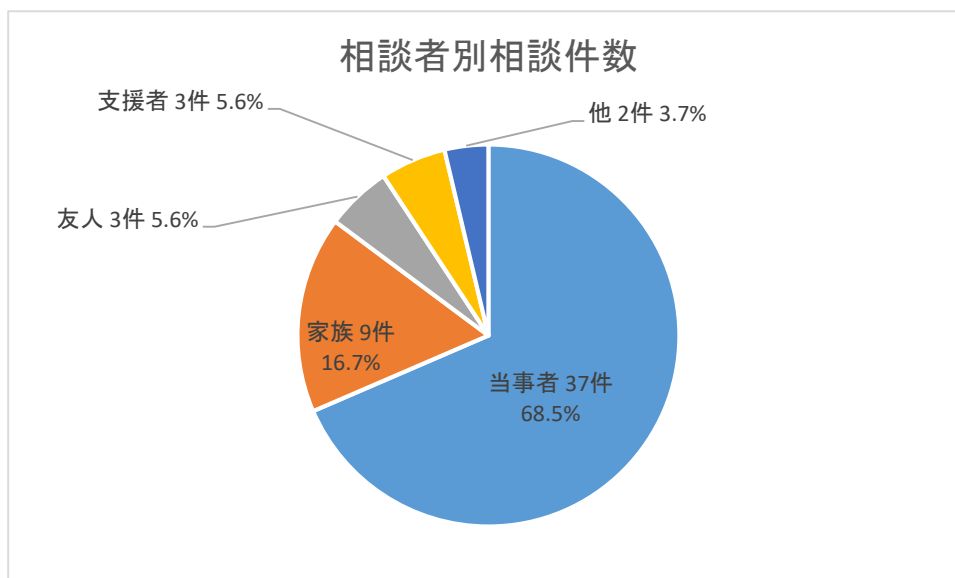
- ・ 年間を通じて相談があり、上期と下期の割合は、1.8 : 1。
- ・ 月5件以上の月が5か月、月平均は4.3件
- ・ 年度当初から相談が続いていることは、法・条例、相談体制が周知された影響が考えられる。

□ 障害種別相談件数



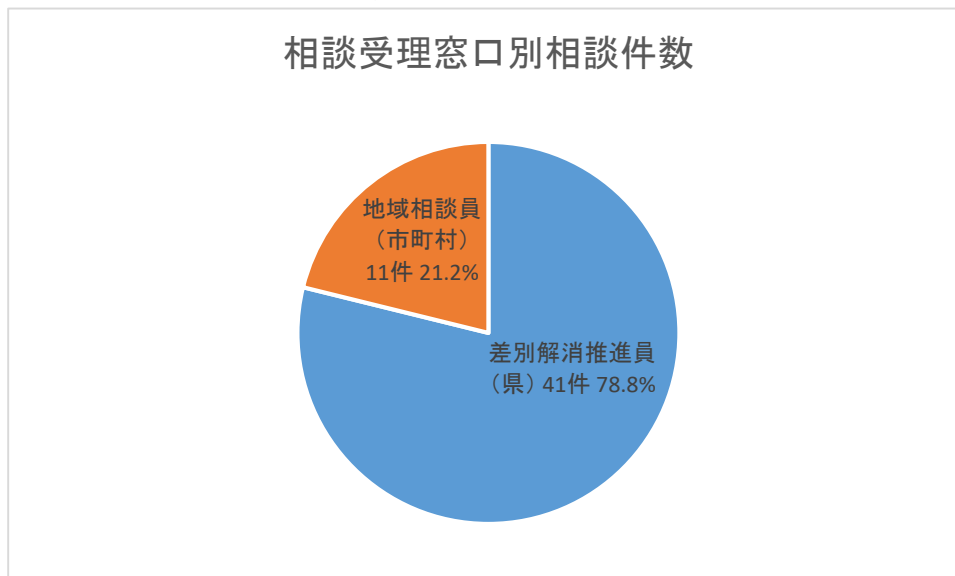
- ・ 令和元年度は、全ての障害種からの相談があった。
- ・ 身体障害者の相談が約55%と半数を超えている。

□ 相談者別相談件数



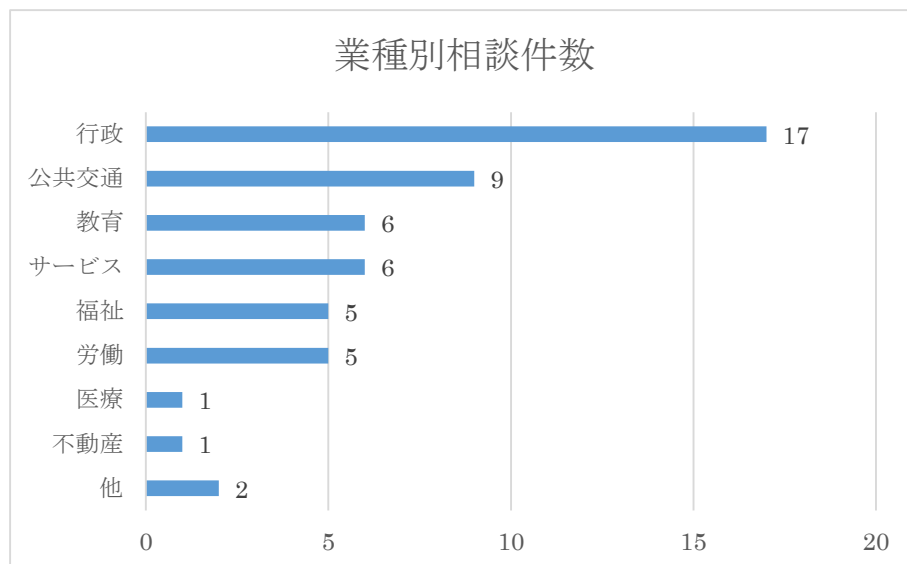
- ・ 当事者が6割以上を占める。

□ 相談受理窓口別 相談件数



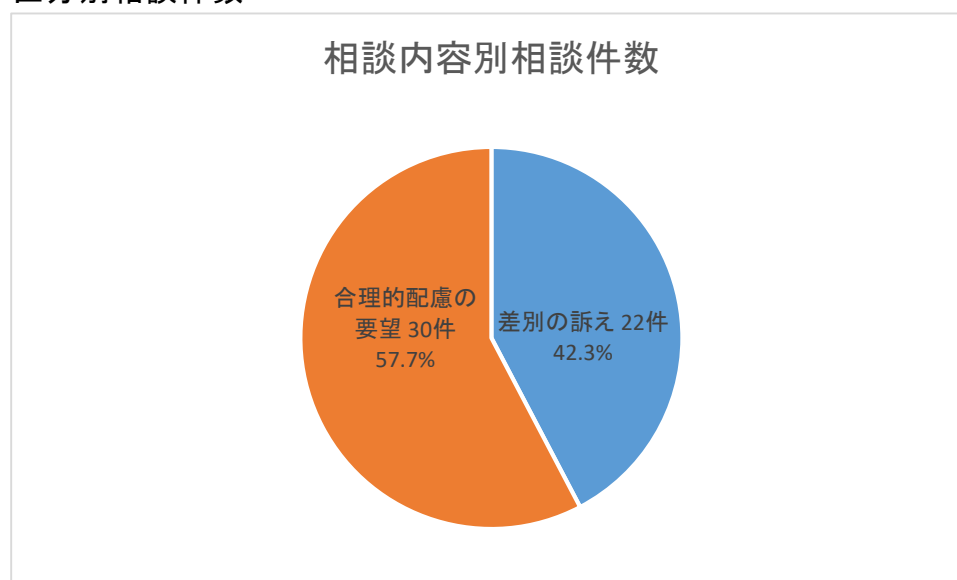
- ・ 相談の受理は、地域相談員（市町村）が2割、差別解消推進員（県）が8割。

□ 業種別相談件数



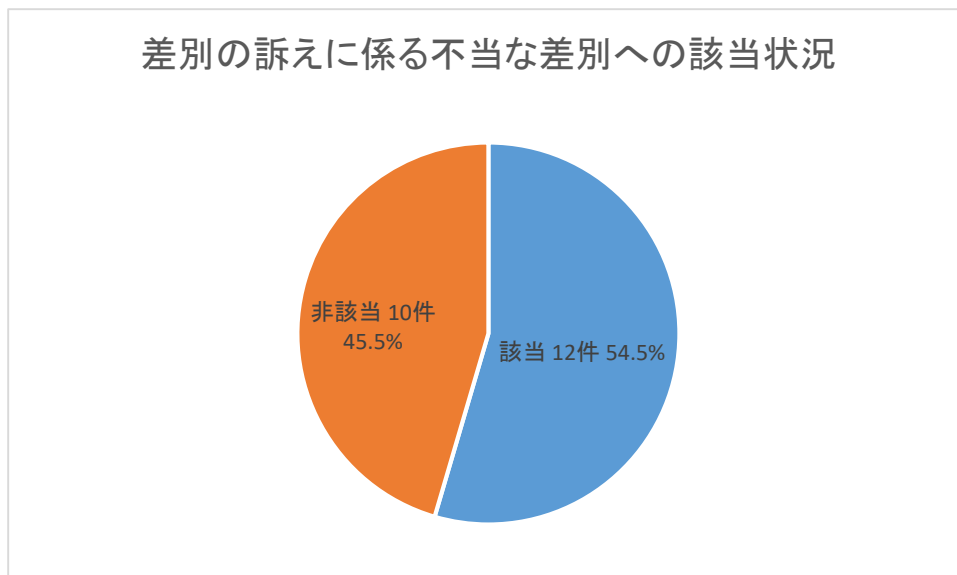
- 行政、公共交通関係、教育、サービスが多い。
- 障害当事者等が日常的・直接的に関係が深い分野に対する相談が多いことが感じられる。

□ 区分別相談件数



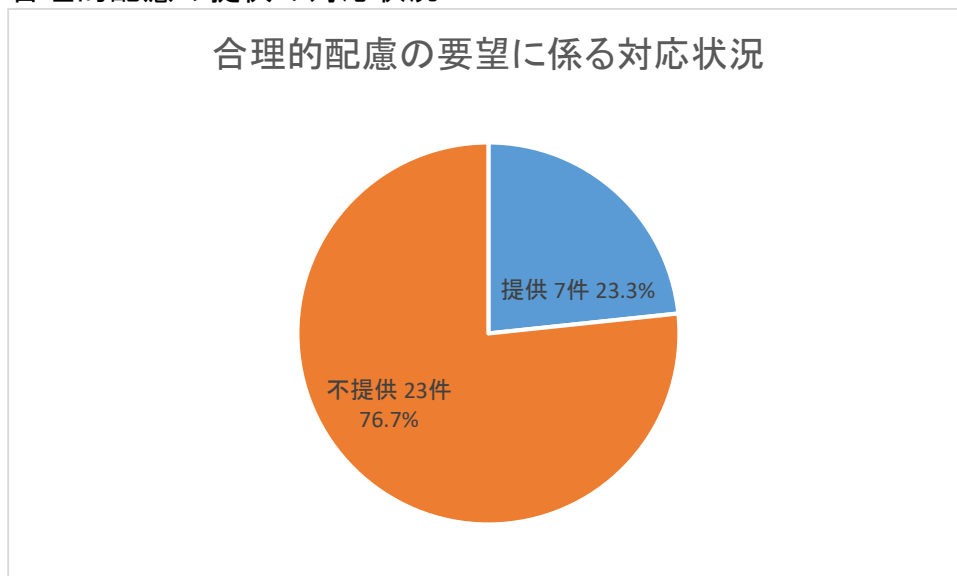
- 差別の訴えより、合理的配慮の提供要望が多い。

□ 差別の訴えのうち「不当な差別に該当」するもの



- ・ 差別に該当するか否かの割合では、45.5%が非該当。

□ 合理的配慮の提供の対応状況



- ・ 合理的配慮の提供要望に対して、提供・対応がされた件数の割合は 23.3%

令和元年度障害を理由とする差別に関わる相談（令和2年3月31日現在）

□ 不当な差別の訴え（一部の事例）

障害	相談者	分野	概要
視覚 (弱視)	当事者の友人 ⇒推進員 ⇒地域相談員	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票所の立会人から差別的な言動を受けたという訴え。視覚障害(弱視)のある人が投票所で職員から支援の申し出を受けたが、自力で投票行動をしようとすると、立会人が「こういう人たちは良かれと思って助けてやろうと思っても、手を払いのけたりして受け入れないんだよ。」等、愚弄したように大声で叫ぶように話す。投票所にいた他の者も制止することがなかった。 ⇒当該地区の地域相談員を通じて、選挙管理委員会に情報提供し、事実関係の確認、謝罪、対応改善を依頼。 ⇒当該選挙管理委員会職員と相談者が話し合い、選管が立会人に指導。
視覚	当事者 ⇒推進員 ⇒地域相談員 ⇒市町村担当者	サービス (飲食業)	<ul style="list-style-type: none"> ・盲導犬の入店拒否(予約の拒否)の訴え。飲食店利用の電話予約をした際に、盲導犬ユーザーであることを伝え、盲導犬についての説明をしたが、従業員から予約を拒否された。「他の客に迷惑」が理由で「ペット」と同じ感覚で判断された。 店のオーナーとの対応でも理解を示さなかった。予約は断念。 ⇒市町村の担当課から指導。
内部疾患	当事者 ⇒推進員	医療	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の理解がされず上司から差別的言動を受けているという訴え。 自分では、障害者雇用をされているという認識だが、職場の上司の対応・理解が得られず、差別的言動を受ける。業務に対する周囲の協力も得られない。内部疾患で外観から障害はわからず、理解されず、負担になっている。 ⇒障害者雇用、雇用時の配慮要望等について、事業所の責任者等と再確認し、障害の理解、合理的配慮の提供の理解と対応改善を求めるよう勧める。状況に応じて雇用関係機関への相談を促す。
聴覚	当事者の友人 ⇒推進員	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー運転手の障害者割引対応時の言動についての訴え。障害者割引の申出をした際に、嫌な顔をされ、迷惑、面倒がられ、差別的な発言を受けた。 ⇒事業者へ情報提供、乗務員の対応改善を依頼。
身体	当事者の家族 ⇒推進員 ⇒市町村担当者	福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・介護タクシー事業者の運行経路に関する不当な扱いの訴え。通院に利用する際に通常経路より遠回りをされている。家族として、経路を確認したところ不当な扱いをされているように感じる。事業者も利用者が限られているので訴えにくい。 行政機関から指導してほしい。 ⇒当該市町村からタクシー券の利用等の協定事業所に対し、個人が特定されないよう配慮の上、指導してほしいことを依頼。
身体	当事者の家族 ⇒推進員	サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・杖を使用する妻が公衆浴場施設の利用を拒否されたとの訴え。夫婦で利用としたが、受付で杖を使う方の利用は禁止と受け取れる対応をされた。差別的な対応で許せない。 ⇒事業者へ事実確認、事業者が当事者に対応時の説明不足等について謝罪、合意形成。事業者は入浴施設内で使用する杖の貸し出し等を開始した。

□ 合理的配慮の提供要望（一部の事例）

障害	相談者	分野	概要
視覚	当事者 ⇒地域相談員 ⇒推進員	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用における合理的配慮の提供が不足との訴え。前年度採用されたが、業務遂行に必要な支援が受けられなかった。 面接時に障害の状況、配慮について伝えていたが、十分な支援はされなかった。 働きやすい環境整備をする意識が感じられなかった。 四か月勤務。 既に退職しているが、知っておいてほしいという訴えがあった。
聴覚	当事者 ⇒推進員	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・県の健康相談窓口のダイヤル案内に電話番号だけでなく、FAX番号の表示を要望。 ⇒FAX番号の表示を追加。
聴覚	当事者 ⇒地域相談員 ⇒推進員	行政 (防災)	<ul style="list-style-type: none"> ・AEDの設置についての要望。 聴覚障害者でも使用可能なモニター付きの機器の設置を要望。 ⇒担当者に情報提供、機器更新時の対応を依頼。設置の方向で検討。 ⇒県関係課に要望内容について情報提供。
難病	当事者 ⇒推進員	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・思いやりパーキング制度の理解促進の要望。 病院・市町村の関係者、市民・高齢者の理解が低い。 ポスターやチラシの掲示・配布等を進めてほしい。 周知啓発活動が足りない。 ⇒傾聴。啓発活動についての説明。
身体	当事者 ⇒推進員	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・バスの車イス乗降のためのスロープの傾斜角度の点検、国の基準に改善することを要望。 ・バスへ車イスが1台しか乗らない状況の改善、複数台が乗れるように要望。 ⇒国の基準を確認。バス協会等へ要望に関する情報提供。
知的	当事者の家族 ⇒推進員	行政 (福祉)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用上の丁寧な説明を要望。 就労継続支援施設の利用変更に関する説明が不足している。 工賃などの説明がされていない。家族が説明を求めても十分に説明してくれない。 ⇒行政担当、事業所へ情報提供、説明依頼。